



「平成30年 職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

本年の給与勧告のポイント

月例給の引上げ

職員給与が民間給与を553円(0.15%)下回っているため、給料表を引上げ改定

期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ

支給月数4.40月 4.45月(0.05月分)、勤勉手当に配分

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 職種別民間給与実態調査

調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所217事業所であり、そのうち人事院が無作為に抽出した85事業所を実地調査

(2) 職員給与と民間給与の比較結果

<月例給>

民間従業員の給与	職員の給与(行政職(1))	較差
373,902円	373,349円	553円(0.15%)

(行政職給料表(1)適用職員の平均年齢 39.4歳、平均経験年数 17.3年)

<特別給(ボーナス)>

民間従業員の支給月数	職員の支給月数	差
4.46月分	4.40月分	0.06月分

2 給与改定等について

(1) 月例給

較差を解消するため、給料表(行政職給料表(1)、消防職給料表、医療職給料表、教育職給料表及び学校事務職給料表)を引上げ改定

(2) 期末・勤勉手当

- ・民間従業員の支給月数に見合うよう、年間支給月数を4.4月分から4.45月分に引上げ
- ・引上げ分は勤勉手当に配分
- ・平成31年度以降において、6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分

(3) 実施時期

平成30年4月1日(ただし、期末・勤勉手当は平成30年12月1日)

3 諸手当等について

(1) 医師等に係る諸手当について

医療職給料表適用職員に係る初任給調整手当その他諸手当について、国や他都市との均衡、職務の特殊性及び処遇の観点から、国の水準を踏まえた取扱いをすることが必要

(2) 管理職手当

他都市との均衡を踏まえ、職務・職責に応じた適切な支給水準の確保について検討することが必要

(3) 任期付職員の給与水準について

経験と実績に応じた昇給をすることが出来るよう、給与水準及び制度を検討することが必要



相模原市緑区
イメージキャラクター「ミウル」

4 人事行政に関する報告

(1) 人材の確保等

ア 人材の確保

- ・ 創意工夫を凝らした受験者の確保に向けた取組の強化が必要
- ・ 採用試験合格者に対し、採用までのフォローを積極的に行い、より多くの合格者を採用につなげる取組を充実させていくことも大切

イ 人材の育成

- ・ 職員一人ひとりの意欲・能力の向上や組織力の強化につなげる取組を継続し、職員全体の能力向上に努めることが必要

ウ 人材の活用

- ・ 職員の特性や意欲を活かすことができる配属につなげることで、一層公務能率の充実に図ることが大切

(2) 勤務環境の整備

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 男性職員が容易に育児休業を取得できる職場環境を醸成することが必要
- ・ 職場の特性や他の自治体の動向を考慮しつつ、より柔軟で多様な働き方の実現に向けた方策を検討することが必要

イ 長時間労働の是正

- ・ 長時間の時間外勤務が恒常化している職員の心身の健康保持のため、医師との面接指導を適切に実施するための措置を講じることが必要
- ・ 教員の勤務時間を適正に把握するとともに、部活動の在り方について共通認識と意識改革を図るなど、教員の多忙化解消に向けた取組を着実に実行することが必要

ウ メンタルヘルス対策

- ・ 特定の職員に強い負荷が集中しないよう適切なマネジメントに取り組むとともに、ストレスチェックやその結果の集団的分析を一層活用してメンタルヘルス対策の強化につなげることが重要

エ ハラスメント対策

- ・ ハラスメント防止対策を継続するとともに、多様性を活用するダイバーシティの実現に向けた取組についても推進し、職員が能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境を整備することが必要

(3) 公務員を巡る諸課題

ア 公務員倫理の確保

- ・ 服務管理の徹底及び職場内の円滑なコミュニケーションによる職場環境改善への取組が必要
- ・ 職員一人ひとりが法令遵守、公平・公正な職務執行を確保し、職務外においても、公務員としての責任を自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動し、市民からの信頼と期待に応えられるよう精励されたい

イ 高齢期の雇用の在り方

- ・ 引き続き希望者について年金の支給開始年齢までは再任用制度を活用することで、雇用と年金の接続を図ることが必要
- ・ 国の動向を注視し、速やかに定年の引上げに向けた検討を行うことが必要

ウ 会計年度任用職員制度の導入

- ・ 会計年度任用職員制度を導入するにあたり、必要な整理をするとともに、円滑な制度移行に向け、関係部局が協力し、遺漏なく対応することが必要

参考

【勧告どおり給与改定が実施された場合の平均年間給与】(行政職給料表(1)適用職員)

改定前	改定後	増減
6,119千円	6,147千円	28千円(0.46%)